

資料4

健康の森管理運営協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、健康の森管理運営協議会（以下「管理運営協議会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 本市の三大谷戸の一つである健康の森において、その貴重な谷戸環境や緑地空間の恒久的な保全（里山再生）と、自然環境を活かした地域活性化を全体方針として策定された健康の森基本計画の実現に向け、多様な主体と連携した森づくりを推進するため、管理運営協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 管理運営協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 管理・運営のためのルールづくり（憲章）に関すること
- (2) ゾーン毎の管理母体の組織化に関すること
- (3) ゾーン毎の自然環境保全対策及び利用・管理に関すること
- (4) 施設整備計画に関すること
- (5) 地域活性化施策に関すること
- (6) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 管理運営協議会は、10人以内で組織する。

2 管理運営協議会委員は、第2条の目的に賛同し、かつ実現に向けた取組に参画する地元組織、自然保護団体、NPO法人等をもって構成する。

3 管理運営協議会委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(会長等)

第5条 管理運営協議会に会長を置き、管理運営協議会委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、管理運営協議会を代表する。

3 管理運営協議会に副会長1人を置き、会長の指名により選任する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 管理運営協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 管理運営協議会は、管理運営協議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 管理運営協議会の議事は、出席した管理運営協議会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 会長は、管理運営協議会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 管理運営協議会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、慶應義塾大学関係者及び藤沢市関係部局職員をもって充てる。(別表1)

3 第2条の目的を達成するため必要があるときは、会長が指名した専門家をオブザーバーとして出席させることができる。

4 オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第9条 管理運営協議会の庶務は、都市整備部西北部総合整備事務所において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、管理運営協議会の議事の手続その他管理運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が管理運営協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月20日から施行する。

別表1(オブザーバー)

機関名
慶応義塾大学湘南藤沢事務室 看護医療学部担当
慶応義塾大学 大学院 政策・メディア研究科
藤沢市市民自治部遠藤市民センター
藤沢市都市整備部みどり保全課